

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税課税事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年10月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容	【概要】 地方税法に基づき、市に提出される市申告書、税務署で提出された確定申告書、事業所より提出される給与支払報告書、年金支払者より提出される年金支払報告書等をもとに個人住民税を計算、賦課決定し通知する。賦課決定後は税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から納税証明書等を発行する。 【内容】 ①課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、法定調書、市民税申告書等）の収集。 ②個人住民税の賦課決定・更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ③住民登録外住民への課税及び住民登録自治体への通知 ④行政機関、他自治体等から那覇市への所得調査等への回答、那覇市から他自治体等への税務調査 ⑤給与支払者等からの届出書（給与所得者異動届出書等）の受理及び更正処理 ⑥個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑦他自治体に課税権があることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく納税証明書等の発行
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	Acrocity個人住民税
②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 6. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。) 9. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。 10. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。 ※令和7年12月までの運用
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5

システム2

①システムの名称	税務システム:個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
----------	-----------------------------------

②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 市申告書等の帳票印刷を行う。 3. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。 4. 課税通知書発行処理 課税支援システムから連携されたデータをもとに特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、実合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 7. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。) 8. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。 ※令和8年1月から運用開始
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (ガバメントクラウド(他業務))
システム3	
①システムの名称	個人住民税課税支援(税務Lan)システム
②システムの機能	1. 申告受付機能 確定申告、住民税申告の受付入力を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)へ情報連携を行う。 4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、課税、増額、減額、徴収方法変更を行う。 5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	TOMAS:課税原票管理システム
②システムの機能	①申告等情報の保守管理 ⇒ 書面、電子を問わず提出された申告等情報を保守管理する。 ②個人住民税システム連携機能 ⇒ 住民番号で紐付けされた申告等情報をAcrocity個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)から連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム5

①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由しての連携が行われる。ただし、Acrocity個人住民税（ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む）との直接回線連携はない。 【内容】 ①国税庁とのデータ連携 ②他自治体とのデータ連携	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 （各事務システム）	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム6~10

システム6

①システムの名称	eLTAXシステム								
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。ただし、Acrocity個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)との直接回線連携はない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携 ⑤年金特別徴収データの連携								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム7

①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	1. 情報連携テーブル格納機能 :各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 2. 情報連携テーブル修正機能 :各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する。 3. 情報連携テーブル参照機能 :各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）

システム8

①システムの名称	宛名システム(番号連携サーバー)
----------	------------------

②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 :宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 :宛名システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 :中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 :各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (中間サーバー [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 :中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 :バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表24の項 地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条48の項 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	企画財務部市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、那覇市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ ハイサイ市民課、国民健康保険課、ちゃーがんじゅう課、子育て応援課、保護課、障害福祉課、納税課、税 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金支払者（日本年金機構のみ） ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、日本年金機構を除く年金支払者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		那覇市の課税対象者（住登外課税者含む）に対し適正な個人住民税の賦課を行なう。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。
④使用の主体	使用部署	市民税課、真和志支所、首里支所、小禄支所、新都心市民サービスセンター
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①既存住基システムから庁内連携システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに申告等情報を合算、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に那覇市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。
情報の突合		①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。
⑥使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)運用保守委託	
①委託内容	Acrocity個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	沖縄行政システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	申告書等の課税情報のデータ入力	
①委託内容	Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)に取り込むための課税情報のデータ化	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	未定(入札予定)	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	当初課税業務における課税資料受付及びデータエラーチェック等	
①委託内容	当初申告時期における給与支払報告書業務及び各種課税資料(給与支払報告書・市申告書・確定申告書)のデータエラーチェック並びに申告期間中における電話対応	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社オーシーシー那覇支店	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面により申請を受け内容審査し許諾
	⑥再委託事項	業務マニュアルの作成及びノウハウの提供
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (55) 件 ☐ 移転を行っている (13) 件 ☐ 行っていない
提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号
②提供先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	個人住民税課税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	那覇市教育委員会 学校教育部 学務課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②提供先における用途	就学援助
③提供する情報	個人住民税課税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市民文化部 ハイサイ市民課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	国民年金に関する事務

③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先2～5	
移転先2	健康部 国民健康保険課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	国民健康保険、後期高齢者医療事務
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先3	福祉部 チャーがんじゅう課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	介護保険、在宅福祉サービス、施設入所管理
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	依頼のあった都度

移転先4	こどもみらい部 子育て応援課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	児童手当、児童扶養手当、児童相談、母子寡婦貸付事務
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先5	福祉部 保護管理課・保護第1課・保護第2課・保護第3課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	生活保護ケースワーク、支給点検、相談、医療・介護
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先6～10	
移転先6	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	精神障害者福祉、地域生活支援、障害者福祉給付、障害者福祉サービス
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
⑦時期・頻度	依頼のあった都度

⑥移転方法	☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	依頼のあった都度	
移転先7	健康部 健康増進課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務	
②移転先における用途	母子支援、成人健診、予防接種	
③移転する情報	個人住民税課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	依頼のあった都度	
移転先8	こどもみらい部 こども政策課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務	
②移転先における用途	幼稚園保育、子育て支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	個人住民税課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	依頼のあった都度	
移転先9	企画財務部 納税課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務	
②移転先における用途	市税の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人住民税課税情報	
④移転する情報の対象となる	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満

本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先10	企画財務部 市民税課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	税証明発行事務
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☒ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先11～15	
移転先11	建設管理部 市営住宅課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	市営住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☒ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先12	こどもみらい部 こどもみらい課

①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	子ども子育て支援法による保育園業務
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先13	健康部 地域保健課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務
②移転先における用途	母子保健法による保健業務
③移転する情報	個人住民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜那覇市における措置＞
セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル		
No	項目名	
1	利用団体コード	61 源泉税額
2	賦課年度	62 拡張-所得控除
3	住民コード	63 超短期課税標準
4	履歴番号	64 超短期市町所得割
5	資料区分	65 超短期県所得割
6	資料番号(冊番号)	66 株式譲渡(非公開)課税標準
7	資料番号(番号)	67 株式譲渡(非公開)市町所得割
8	資料番号(枝番)	68 株式譲渡(非公開)県所得割
9	無効区分	69 株式譲渡(上場分)課税標準
10	国税通知書番号	70 株式譲渡(上場分)市町所得割
11	課税区分	71 株式譲渡(上場分)県所得割
12	漁業所得(内数)	72 拡張-課税標準
13	利子(所得税)	73 拡張-市町所得割
14	配当(所得税)	74 拡張-県所得割
15	配当所得(控除あり)	75 寄附金基本控除額市町村
16	配当所得(控除なし)	76 寄附金基本控除額県
17	特定配当(内数)	77 寄附金特例控除額市町村
18	一般外貨(内数)	78 寄附金特例控除額県
19	外貨以外(内数)	79 寄附金控除額市町村
20	前職分給与収入(内数)	80 寄附金控除額県
21	給与収入(一部特徴)	81 未控除分配当割控除額市
22	給与所得(一部特徴)	82 未控除分配当割控除額県
23	超短期所得	83 未控除分株式譲渡割控除額市
24	株式譲渡所得(非公開)	84 未控除分株式譲渡割控除額県
25	株式譲渡控除	85 未控除分株式譲渡割控除額
26	退職所得(所得税)	86 配株不足額市税
27	変動所得前2年分	87 配株不足額県税
28	配当割控除額	88 配株不足額合計
29	株式譲渡割控除額	89 配株充当額合計
30	拡張-所得	90 配株還付額合計
31	本人専従者	91 市町差引前所得割
32	金額(専給控除)	92 併徴配株充当合計
33	拡張-扶養	93 併徴年特市所得割
34	年金特徴開始月	94 併徴年特県所得割
35	年金特徴終了月	95 併徴年特市均等割
36	特徴仮算フラグ	96 併徴年特県均等割
37	通知コード	97 併徴年特合計
38	通知書発行日	98 併徴年特配株充当合計
39	法定納期限等	99 市町過年度増分所得割
40	他給与区分	100 県過年度増分所得割
41	分離短期一般特例条文	101 市町過年度増分均等割
42	分離短期特定特例条文	102 県過年度増分均等割
43	分離長期一般特例条文	103 所得税金額控除前
44	分離長期優良特例条文	104 普徴充当額
45	分離長期特定特例条文	105 特徴充当額
46	分離長期居住特例条文	106 年金特徴充当額
47	拡張-特例条文	107 事業所コード
48	寄付金控除(所得税)	108 異動年月日
49	控除額合計(所得税)	109 処理区分
50	住宅取得控除	110 更正理由区分
51	外国税額控除(所得税)	111 月割税額
52	減免(所得税)	112 合計税額
53	政党等寄付金	113 処理日
54	配当控除(所得税)	114 異動前月割税額
55	電子証明書等特別控除(所得税)	115 異動前合計税額
56	所得税の課税所得金額	116 異動前処理日
57	寄附金額	117 異動前事業所コード
58	所得税額(税額控除前)	118 整理番号
59	所得税額(定率減税前)	119 合併前利用団体コード
60	所得税額(定率減税後)	120 更新職員番号
		121 更新処理年月日
		122 更新処理時刻
		123 イメージ番号
		124 配当株式(所得税)
		125 拡張-所得
		126 拡張-扶養
		127 株式譲渡特例条文
		128 拡張-所得控除
		129 拡張-金額
		130 拡張-コード
		131 パンチカナ氏名
		132 パンチ生年月日元号
		133 パンチ生年月日
		134 パンチ性別
		135 パンチ給与所得
		136 パンチ配偶者特別控除額
		137 パンチ控除額合計(所得税)
		138 パンチ年金収入
		139 パンチ源泉税額
		140 給報摘要欄
		141 金額
		142 被扶養者住民コード
		143 番号
		144 否認区分
		145 氏名
		146 年齢
		147 性別
		148 続柄
		149 配偶者控除区分
		150 配偶者特別控除区分
		151 扶養控除区分
		152 障害者区分
		153 専従者区分
		154 専従給与収入額
		155 家屋敷区分
		156 賦課地課税区分
		157 継続区分
		158 非課税事由
		159 返信区分
		160 拡張-コード
		161 世帯コード
		162 世帯主コード
		163 カナ氏名
		164 住所
		165 方書
		166 賦課地
		167 生年月日元号
		168 生年月日
		169 住民区分
		170 住民増減異動日
		171 住民となった異動日
		172 台帳番号
		173 調査
		174 申告調査区分
		175 申告書出力区分
		176 証明発行区分
		177 別世帯区分
		178 郵便番号
		179 自治会コード
		180 SEQ
		181 メモコード
		182 メモ内容
		183 第294条3項該当区分
		184 住民票登録地住所

(1) 個人住民税情報ファイル 2 / 5

185	住民票登録地方番	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	変動所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	変動所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免税所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免税以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特例条文
204	各種年月日	266	みなし法人其他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第80表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年者控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特寡控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	其他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特寡	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引(市町)所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引(県)所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割

(1) 個人住民税情報ファイル 3 / 5

371	短期特定課税標準	433	強制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	連番
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	2 9 4 条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	3 1 1 条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4 表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5 表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	2 1 表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	2 2 表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	3 0 表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	3 1 表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得（上場分）	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除（有）	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除（無）	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額 1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額 1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額 2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額 2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(1) 個人住民税情報ファイル 4 / 5

557	市所得割年普1期
558	市所得割年普
559	市所得割年普合計
560	県所得割年普
561	県所得割年普合計
562	市均等割減免額
563	県均等割減免額
564	市所得割減免額
565	県所得割減免額
566	均等割区分
567	拡張 - 金額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜Acrocity個人住民税システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む）・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置＞ ①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ②住民からの申告等情報を受け付ける際は、本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ③課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。（住登外課税を行う場合は、那覇市の課税対象者であることを確認し、情報を入手している。） ④住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要以上の情報を入手することはない。 ⑤住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。（ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。）
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、宛名システムへは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜Acrocity個人住民税システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む）・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置＞ ①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。 ②システムの操作履歴（操作ログ）を記録し、その旨を職員及び受託者へ周知することで不正な使用の防止を図る。職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用、第三者への提供の禁止 ・再委託の禁止 ・立入検査の受忍義務 ・個人情報提供資料の返還義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・目的外利用、第三者への提供の禁止等情報セキュリティ対策に関する研修を従事者へ行うこと、情報セキュリティに関する内部監査及び報告を求めること、及び従事者全員分の守秘義務遵守に関する誓約書提出を求める規定を設けた業務委託契約	
その他の措置の内容	委託先に対しては業務外で利用しないよう契約書に定め、また個人情報の取り扱いを定める特約も定めている。 違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たものののみ、データの移転を許可することを「那覇市情報セキュリティポリシー」に定めている。		
その他の措置の内容	・庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手)	[☐] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[☐]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<既存住基システムにおける措置> ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によって認められている機関等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によって認められている理由をシステムの又は職員による検査にて判断し、提供できる仕組みを構築する予定。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[☐ 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[☐ 発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

その他の措置の内容	1.物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2.技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	＜本市における措置＞ ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-9930
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	那覇市役所 企画財務部 市民税課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-861-3328
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-6-② 所属表	市民税課長 根間 秀夫	市民税課長 祖慶 正淳	事後	
平成28年4月1日	II-2-5 保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
平成28年4月1日	IV-1-① 請求先	那覇市役所 総務部総務課市政情報センター	那覇市役所 市民文化都市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I-6-② 部署	市民税課長 祖慶 正淳	市民税課長	事後	
平成31年4月1日	II-5 移転先10	企画財務部 税制課	企画財務部 市民税課	事後	
令和2年2月1日	I-2-①システム1 ①システムの名称	Acrocity個人住民税	Acrocity税システム	事後	
令和2年2月1日	I-2-②システム2 ②システムの機能	②個人住民税システム連携機能⇒住民番号で紐付けされた申告等の情報をAcrocity個人住民税課、国民健康保険課、チャージがんじゅう課、子育て応援課、保護課、障がい福祉市民税課、真和志支所、首里支所、小禄支所、新都心市民サービスセンター	②個人住民税システム連携機能⇒住民番号で紐付けされた申告等の情報をAcrocity税システム課、国民健康保険課、チャージがんじゅう課、子育て応援課、保護課、障がい福祉市民税課、真和志支所、首里支所、小禄支所	事後	
令和2年2月1日	II-3-④ 使用の主体 使用部署	Acrocity個人住民税システムに取り込むための課税情報のデータ化	Acrocity税システムに取り込むための課税情報のデータ化	事後	
令和2年2月1日	II-4-委託事項1 ①委託内容	Acrocity個人住民税システムの運用保守委託	Acrocity税システムの運用保守委託	事後	
令和2年2月1日	II-4-委託事項1 ②委託内容	Acrocity個人住民税システムの運用保守委託	Acrocity税システムの運用保守委託	事後	
令和2年2月1日	III-2 リスクに対する措置の内容	Acrocity個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置	Acrocity税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置	事後	
令和2年2月1日	III-3 ユーザ認証管理 具体的な管理方法	Acrocity個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置	Acrocity税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置	事後	
令和2年4月1日	IV-1-① 請求先	那覇市役所 市民文化都市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930 (別表第二における情報照会の根拠)	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191 (別表第二における情報照会の根拠)	事前	
令和3年9月10日	I-5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事後	
令和3年9月10日	II-5 提供先1			事後	
令和3年9月10日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年9月10日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号による条例改正予定	番号法第19条第11号による条例改正予定	事後	
令和6年10月1日	I-2-① システム1		【追記】※令和7年12月までの運用	事前	システム変更に伴う新記載
令和6年10月1日	I-2-① システム2		【追記】Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	システム変更に伴う新記載
令和6年10月1日	I-2-① システム3 ①システムの名称	国税連携システム	個人住民税課税支援(税務Lan)システム	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-2-① システム3 ②システムの機能	1. 申告受付機能 確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書	1. 申告受付機能 確定申告、住民税申告の受付入力を行う。	事前	
令和6年10月1日	I-2-① システム4 ①システムの名称	eLTAXシステム	TOMAS:課税原票管理システム	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-2-① システム4 ②システムの機能	Acrocity個人住民税	Acrocity個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)	事前	
令和6年10月1日	I-2-① システム5 ①システムの名称	庁内連携システム	国税連携システム	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-2-① システム5 ②システムの機能	Acrocity個人住民税	Acrocity個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)	事前	
令和6年10月1日	I-2-① システム6 ①システムの名称	宛名システム(番号連携サーバー)	eLTAXシステム	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-2-① システム6 ②システムの機能	Acrocity個人住民税	Acrocity個人住民税(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)	事前	
令和6年10月1日	I-2-① システム7 ①システムの名称	中間サーバー	庁内連携システム	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-2-① システム8 ①システムの名称	個人住民税課税支援(税務Lan)システム	宛名システム(番号連携サーバー)	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-2-① システム9 ①システムの名称		中間サーバー	事前	記載順変動
令和6年10月1日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するため(別表第二における情報照会の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(情報照会の根拠)	事後	法改正
令和6年10月1日	I-5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	行政手続における特定の個人を識別するため	事後	法改正
令和6年10月1日	II-4 委託の有無	2件	6件	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項1	申告書等の課税情報のデータ入力	【修正】Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)運用	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項1①委託内容	Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)に取り込むた	Acrocity個人住民税システムの運用保守	事前	記載順変動
令和6年10月1日	II-4 委託事項1③委託先	株式会社スピア	株式会社O C C 那覇支店	事前	記載順変動
令和6年10月1日	II-4 委託事項2	Acrocity個人住民税システムの運用保守運用委託	申告書等の課税情報のデータ入力	事前	記載順変動
令和6年10月1日	II-4 委託事項2①委託内容	Acrocity個人住民税システムの運用保守	Acrocity個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システムを含む)に取り込むた	事前	記載順変動
令和6年10月1日	II-4 委託事項2③委託先	沖縄行政システム株式会社		事前	記載順変動
令和6年10月1日	II-4 委託事項3		給与支払報告書処理	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項3①委託内容		当初申告時期における給与支払報告書の記載エラーチェック	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項3③委託先		株式会社O C C 那覇支店	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項4		市申告書処理	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項4①委託内容		当初申告における市申告書発行、受付、整理、申告内容確認、補記	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項4③委託先		株式会社O C C 那覇支店	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項5		確定申告書処理	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項5①委託内容		当初申告における紙提出分確定申告書データの補記、エラーチェック及び解消	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項5③委託先		株式会社O C C 那覇支店	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項6		課税資料の個人特定処理	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項6①委託内容		給与支払報告書、確定申告書の個人未特定エラーの個人特定又は特定保留処理	事前	
令和6年10月1日	II-4 委託事項6③委託先		株式会社O C C 那覇支店	事前	